サンケイ化学 農薬登録情報

^{サンケイ}園芸ボルドー

硫黄•銅水和剤

登録番号:農林水産省登録第4407号(登録会社:サンケイ化学株式会社)

有効成分:硫黄・・・・・・・・・・・・・・25.0% | 殺菌剤分類:M2

塩基性塩化銅(銅として35.0%)・・・61.0% | 殺菌剤分類:M1

毒 性:普通物(毒物・劇物に該当しないものを指していう通称)

販売エリア : 全国

適用拡大登録取得のお知らせ

弊社登録製品「サンケイ園芸ボルドー」が令和4年5月11日付で下記の内容を適用拡大いたしました。

【適用病害虫の範囲または使用方法変更の内容】

• 作物名「ぶどう」の適用病害虫名「べと病」の使用方法に「無人航空機による散布」を追加する。

【適用病害虫名および使用方法(今回の適用拡大に該当する作物のみを記載)

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用方法	硫黄を 含む農薬の 総使用回数	銅を 含む農薬の 総使用回数
ぶどう	褐斑病 晚腐病	400~800倍	200~7000 /10a 102/10a		-	散布		
	黒とう病	500倍					_	_
	つる割細菌病							
	さび病							
	べと病	800倍						
	うどんこ病							
	べと病	4倍				無人航空機による散布		
		40倍						

【注意事項等の変更について】

- ●使用上の注意事項および水産動植物に係る注意事項については赤字のように変更・追加する。
- 8. 使用上の注意事項
- (1) 散布液調製後はできるだけ速かに散布すること。
- (2)使用量に合わせ薬液を調製し、使いきること。
- (3) 高温時のうり類に対する使用は、薬害のおそれがあるのでさけること。
- (4) 広範囲の殺虫剤、殺菌剤と混用できるが、強アルカリ薬剤との混用はさけること。
- (5) マシン油乳剤との混用はさけること。
- (6) 本剤を無人航空機による散布に使用する場合は次の注意を守ること。
 - ①散布は各散布機種の散布基準に従って実施すること。
 - ②散布に当たっては、散布機種に適合した散布装置を使用すること。

- ③散布液の飛散によって桑及び自動車やカラートタンの塗装等への影響を与えないように十分注意すること。
- ④散布中、薬液の漏れのないように機体の散布用配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
- ⑤水源池、飲料用水、養殖池、養魚田等に本剤が飛散流入しないように十分注意すること。
- ⑥特定の農薬(混用可能が確認されているもの)を除いて原則として他の農薬との混用は行わないこと。
- ⑦作業終了後は次の項目を守ること。
 - (a)使用後の空の容器は放置せず、適切に処理すること。
 - (b)機体の散布装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。
- (7) かんきつに使用する際は、薬害軽減のため炭酸カルシウム水和剤を加用すること。
- (8) 本剤は蚕に対して影響があるので、周辺の桑葉にはかからないようにすること。
- (9) いちご及びぶどうに使用する場合、連用散布により葉に薬害を生じるおそれがあるので、注意すること。 また、果実に汚れが残るおそれがあるので、着果期以降の散布は注意すること。
- (10) 巨峰系(巨峰、ピオーネ) に対しては、散布時期によっては葉及び果実に薬害を生じるおそれがあるので、袋かけ前などの散布には注意すること。
- (11) なしに使用する場合、若葉の頃の散布は薬害を生じるおそれがあるので、有袋栽培の大袋掛以降、 新梢の伸びが停止してから散布すること。また、二十世紀以外の品種では果実着生時の散布は薬害 を生じるおそれがあるのでさけること。
- (12) 新梢、葉に対する薬害軽減のため、銅に弱い品種や薬害の出やすい時期に使用する場合は、必ず炭酸カルシウム水和剤を加用すること。
- (13) そらまめ、未成熟そらまめへの使用は薬害を生じるおそれがあるのでさけること。
- (14) 適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤を初めて使用する場合は、使用者の責任において事前に 薬害の有無を十分確認してから使用すること。なお、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ま しい。
- (15) 本剤の使用に当たっては、使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合には、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
- 10. 水産動植物に係る注意事項
 - (1)水産動植物(藻類)に影響を及ぼすおそれがあるので、河川、養殖池等に飛散、流入しないよう注意して 使用すること。
 - (2) 無人航空機による散布で使用する場合は、飛散しないよう特に注意すること。
 - (3)使用残りの薬液が生じないように調製を行い、使い切ること。散布器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないこと。また、空容器、空袋等は水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。
 - なお、使用の細には製品に貼付してあるラベルをご参照ください。



〒891-0122 鹿児島市南栄二丁目9 本 社 TEL: (099)268-7588 東京都台東区上野七丁目6-11 第一下谷ビル3F 東 京 本 社 〒110−0005 TEL: (03)3845-7951 大阪営業所 〒532-0011 大阪市淀川区西中島四丁目5-1 新栄ビル TEL: (06)6305-5871 東京営業部 〒366-0032 埼玉県深谷市幡羅町一丁目13-1 TEL: (048)572-4171 佐賀県鳥栖市曽根崎町1154-3 九州北部営業所 〒841-0025 TEL: (0942)81-3808 宮崎市神宮東三丁目6-19 宮崎事務所 〒880-0056 TEL: (0985)25-7051